ともに考え、ともに備え、ともに守る。
防災庁
Press Release
National Disaster Management Agency

令和８年　11 月　13 日
防災庁統括官（総合政策担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付

災害対応車両登録制度のシンボルマークの決定
及び登録ステッカー等の配布について

防災庁では、災害対応車両登録制度の普及・促進を図るため、広報活動等において活用をするシンボルマークを決定しました。このシンボルマークは、制度を象徴するデザインとして、防災庁の各種広報媒体及びイベント等において展開していくほか、本制度に登録した方が平時の事業活動等において活用をすることも可能としています。（※1）



【災害対応車両登録制度シンボルマーク】
車が両手でハートを支えるモチーフとし、被災地に支援を届ける存在であることを表現したデザインとしています。
キャラクター名：ディート
災害対応車両検索システムの通称であるD－TRACE（ディートレース）に由来しています。

シンボルマークの展開と合わせ、本制度へ登録した災害対応車両の所有者には、登録した災害対応車両に貼っていただける登録ステッカーを配布します。また、災害対応車両調整法人には、登録ステッカーのほか、事業所等に掲示できる登録盾を配布します。（※2）平時の事業活動において本制度への参画をアピールしていただき、本制度の認知を高め、更なる登録者の増加につなげていきます。

【災害対応車両の所有者向け登録ステッカー】（左）　【災害対応車両調整法人向け登録盾及び登録ステッカー】（中央及び右）







※ステッカーの寸法は 13 ㎝程度、登録盾の寸法は A4サイズ程度

※1　本制度の登録者が所定の申請手続きを行うことで、平時の事業活動等において使用する名刺、ユニホーム、広報媒体等に活用していただけます。詳細は災害対応車両登録制度特設サイト（https://pr.d-trace.go.jp/）に申請手続を掲載していますのでご参照ください。

※2　災害対応車両調整法人の登録ステッカーは、当該調整法人が配車調整を行う車両の一覧表を D-TRACE にご登録いただくことにより必要台数分を配布します。

【参考　災害対応車両登録制度について】

災害時に活用可能なトイレカー、キッチンカー、トレーラーハウス等のいわゆる災害対応車両について、平時から登録・データベース化し、発災時には、被災自治体が迅速に派遣要請をすることができる災害対応車両登録制度（D－TRACE（ディートレース））を令和7年6月１日から開始しています。

先の令和8年熊本地震では、本制度を通じて、被災地に 33 台のトイレカーをはじめ、キッチンカー、ランドリーカー及びシャワーコンテナが派遣され、清潔なトイレ、温かい食事、洗濯・入浴ができる環境の提供など、避難所等の良好な環境の構築に寄与しました。







【写真】熊本県に派遣された災害対応車両（左・京都府相楽郡精華町所有のトイレカー　中・（一社）日本キッチンカー経営審議会のキッチンカー　右・WASHハウス㈱所有のランドリーカー）の設置状況

本件問合せ先
防災庁統括官（総合政策担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
清水、前田、中村、坂田
TEL　03-5797-7611（内線 51309）
03-3503-5691（直通）

災害対応車両登録制度の概要

※D-TRACEとは、「災害対応車両検索システム」の英語表記（Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine）の頭文字をとったもの

登録制度の概要

○ 災害対応車両（以下「車両」という。）とは、発災時に、避難所、仮設住宅若しくはトイレの用途に供され、又は、食事、洗濯若しくは入浴サービスを提供する用途に供される自走型、牽引型（トレーラー等）、運搬型（コンテナ等）の車両をいう。

○ 登録の対象は、車両又は災害対応車両調整法人（発災時に車両の配車調整等を行う法人。以下「調整法人」という。）のいずれか。

○ 内閣総理大臣は、車両の所有者又は調整法人の申請に基づき、各申請者が発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか、車両が登録基準に適合するか等を確認し、登録。登録した車両又は調整法人の情報は、データベース化し、自治体等へ共有（下図①②）。

○ 被災自治体は、車両を必要とする場合、災害対応車両検索システム（D-TRACE※）を参照し、所有者又は調整法人と個別に調整（下図③④）。国は、被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施。

○ 内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、災害救助法に基づき負担（下図⑤）。

○ 上記制度の骨格は、告示（災害対応車両等登録規程）で規定。令和7年6月1日より施行。

○ 令和8年10月30日時点で、災害対応車両は856台、災害対応車両調整法人は44法人が登録済。

■ 災害対応車両の例　※発災時に①避難所、②住まい、③トイレ、又は④食事・⑤洗濯・⑥入浴のためのサービスを提供する用途に供される自走型、牽引型（トレーラー等）、運搬型（コンテナ等）の車両をいう


キッチンカー


トレーラーハウス


ムービングハウス


トイレトレーラー


キャンピングカー


ランドリートレーラー


シャワートレーラー

■ 登録制度イメージ

